

電気通信紛争処理委員会（第223回）

1 日時

令和4年7月26日（火）13時00分から14時20分

2 場所

第2特別会議室(総務省8階) 及びWeb会議

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎、三尾 美枝子
（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、眞田 幸俊、杉山 悦子、矢入 郁子、葭葉 裕子（以上5名）

(3) 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

課長 片桐 義博、企画官 寺本 邦仁子

(4) 事務局

事務局長 高地 圭輔、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

- (1) 接続料の算定等に関する研究会第六次報告書（案）の概要【公開】
- (2) 電波法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル等の改定について【公開】
- (3) あっせん申請の受付の報告【非公開】
- (4) あっせん委員の指名【非公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村でございます。

ただいまから第223回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は委員5名の方が全員御出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名の方にも御出席いただいております。青柳委員が少しだけ遅れておりません。

今回、総務省の会議室に御参集いただきましたけれども、お時間の都合等によりまして一部の特別委員の方々にはウェブ会議により御参加いただいております。したがって、いわゆるハイブリッド形式の会議ということになりますので、御発言の際には、口頭あるいは挙手、さらにはチャット、そういったことでお知らせいただきたいと思います。指名された後に、カメラとマイクをオンにさせていただいて御発言をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、傍聴者の皆様にはウェブ会議システムによる御参加とさせていただいております。ウェブ会議システムの画面上では御確認いただけませんが、音声のみお聞きいただいております。

議事に入ります前に、このたび人事異動によりまして事務局長が交代されましたので、御紹介いたします。

新任の高地事務局長から、一言御挨拶をお願いいたします。

【高地事務局長】 6月末に事務局長で参りました高地と申します。どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

私も、随分前になりますけれども、この委員会に在籍というか、事務局にいたことがございまして、久しぶりの委員会ということになります。その頃に比べますと、当時は電気通信事業紛争処理委員会と申しておりましたが、今の方がはるかに広い分野を所掌するという事になっておりまして、また勉強をさせていただきながらということになりますけれども、どうぞよろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

【田村委員長】 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題1及び議題2は、公開ということにいたしますけれども、議題3と議題4は、当事者または第三者の権利利益を保護するという観点から、当委員会運営規定16条第1項の規定によりまして、非公開ということにさせていただきます。また、同規定17条第1項及び18条第1項によりまして、議事録、それと資料も非公開とさせていただきます。

したがって、傍聴者の皆様方には、非公開の議事が始まる前に御退出いただきますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 接続料の算定等に関する研究会第六次報告書（案）の概要【公開】

【片桐課長】 総務省料金サービス課長の片桐と申します。今日はこのような機会をいただきまして、どうもありがとうございます。私のほうからは、接続料の算定等に関する研究会の第六次報告書の案につきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず1ページ目、おめくりください。

この研究会でございますけれども、電気通信ネットワークのIP化が進展する中で、接続料の算定方式ですとか、指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルールの在り方等について検討しているものでございます。

令和3年9月に第五次報告書を取りまとめて以降、第六次の報告書の策定に向けまして計13回の会合を開催して、7項の課題について検討・フォローアップを実施しまして、その検討結果案をこのたびまとめたものでございます。

下のスケジュールがその概要でございますけれども、途中、第53回で「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について」の取りまとめを行いまして、この結果は電気通信事業法の一部を改正する法律案に反映されているところでございます。

現時点は、第60回の報告書の報告書（案）の取りまとめが終わったところということでございます。今、パブリックコメントを募集しているところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

今回取りまとめた7つの課題のうち、この委員会に関係が深いと思われまして4つの課題につきましてピックアップをして、本日は説明をさせていただきたいと考えてございます。具体的には、卸協議の適正性の確保に係る制度整備、また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、3つ目が、接続料等と利用者料金の関係の検証。次、3ページ目を御覧ください。最後は、5Gのスタンドアロン方式の時代におけるネットワーク機能開放についてでございます。

それでは、次のページから順に御説明を差し上げたいと思います。

まず、卸協議の適正性の確保に係る制度整備でございますけれども、こちら、3月29日の会合で一度御説明を差し上げている内容でございますので、簡単に御説明差し上げるとともに、その後の動きについても少し触れたいと思っています。

5ページ目を御覧ください。

今回の電気通信事業法の一部を改正する法律案、大きな3つの柱のうちの1つがこの件でございます。電気通信市場をめぐる動向に応じた公正な競争環境の整備ということで、

携帯大手3社、NTT東日本、NTT西日本の指定設備を用いた卸役務に係る提供義務や、料金算定方法等の提示義務を課すものでございます。

6 ページ目を御覧ください。

もう少し細かく申しますと、指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸ですとかモバイルの音声卸につきましては、長期にわたりまして卸料金が高止まりしているという点が指摘されてございました。このような指摘等を踏まえまして、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本とはしつつも、指定設備を設置する事業者に対しまして、交渉上の優位性や情報の非対称性を是正しまして、より協議が実質的・活発に行われるようにするための環境の整備をするということで、正当な理由のない限り特定卸役務を提供する義務と、あとは、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者へ情報を提供する義務を課すというものでございます。

7 ページ目を御覧ください。

卸協議の適正性の確保に係る今回の制度整備に向けた、至った論点と、今後の検討の方向性を書いているものでございますが、今日は特に下の2つの丸について御説明を差し上げたいと思います。

先ほど申しました2月の取りまとめを踏まえまして改正内容を含みます、電気通信事業法の一部を改正する法律案が、今年の6月に成立しまして、これを受けて、今後、省令等の整備をするということになるかと思えます。今後は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲や、開示する情報の範囲等を定めてまいります。また、固定通信につきましては、協議が実質的には通知になっているんじゃないかといった指摘もございました。このため、固定通信に係る指定卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方についても引き続き検討するということにしています。さらに、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等についても引き続き検討することが適当と、このようにしているものでございます。

このように、今般、改正に係る制度を導入することになりましたけれども、この後の状況については引き続き注視いたしまして、必要であればさらなる措置について検討することが適当というふうにも書かせていただいたものでございます。

8 ページ目、9 ページ目は参考資料でございますので、説明は割愛させていただければと思います。

続きまして、②の「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基

づく検証について、御説明を差し上げたいと思います。11ページを御覧ください。

令和2年9月に総務省は、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を公表いたしました。これに基づきまして、NTT東日本・西日本の光サービス卸、また、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクのモバイル音声卸につきまして検証を実施しているものでございます。

具体的な検証のスキームは、下の概要のとおりでございまして、まず、検証対象を選定いたします。これは、卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられていまして、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を、検証の対象としています。

ここでまず、検証ステップ①ということで、指定設備卸役務と同様の設備利用形態、利用条件等によりまして、接続が利用可能かという件について検証を行います。これを、代替性の有無の検証と申しておりますが、代替性がなしということになれば、重点的な検証としまして、総務省自身が妥当性評価をするのですが、適正原価と適正利潤を加えたものが卸料金を超えているかということについて検証するということになります。

また、代替性が不十分ということになりますと、検証ステップ②-2のその他の検証ということで、これは卸料金と接続料相当額との差分の妥当性を事業者自身が検証すると、こういった検証をすることになってございます。

上の四角に戻っていただきまして、2つ目のポツでございまして、光サービス卸につきましては、令和3年2月、令和4年2月に、この研究会におきまして検証結果が報告されております。

モバイル音声卸につきましては、接続との代替性なしとして重点的な検証の対象になってはいたのでございますけれども、その後、MNO3社からプレフィックスの自動付与に係る接続機能の実装について報告がございまして、再度、代替性の検証を実施いたしました。現在は、接続機能の存在ですとか交渉状況等を踏まえまして、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について今後判断していこうと考えているところでございます。

12ページを御覧ください。

今回、報告書に記載させていただきました検証については、光サービス卸になります。これは、先ほど申しましたとおり、接続との代替性が不十分ということで評価されましたので、総務省からNTT東日本・西日本への通知に基づきまして、毎年11月末までに、両者がその他の検証と時系列検証による検証を実施して、その結果を総務省に対して報告

することにされているものでございます。

具体的に、その他の検証とは何かというと、右の図のとおり、接続料相当額と卸役務料金の差分において回収しようとしている費用項目を、指定事業者が妥当性について自ら検証して、総務省に報告するというものでございます。また、総務省においては、その結果を整理の上、その概要を公表するというようにしております。

2つ目の時系列検証でございますけれども、こちらは、接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額につきまして、直近3年間の額を時系列で比較いたしまして、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているかといった検証結果と共に、指定事業者が総務省に報告するというものでございます。これについても総務省は、報告内容の概要を公表するというようにしております。

13ページを御覧ください。

今回の報告書におきまして、検証結果についての考え方は、このページのとおりまとめられてございます。

まず、その他の検証の結果についてでございますが、卸料金と接続料金の差分として、NTT東・西からは、光サービス卸の運営に係るコストと卸先事業者の支援に係るコストといったものが挙げられました。卸料金と接続料相当額との差額につきまして、NTT東日本はおおむね4割程度、NTT西日本はおおむね3割程度という結果が示されたところであります。この差分につきましては、両者から妥当であるというような自己評価が報告されたというものでございます。

時系列検証の結果につきましては、接続料相当額、卸料金の額及び小売料金の額について直近3年間で比較したところでございますけれども、これにつきましては、NTT東日本・西日本からは、卸料金について令和2年度までに2度にわたり値下げを実施している旨が報告されるとともに、平成29年度から令和2年度におけるコストの変動と卸料金の関係は、両者においてそれぞれ適当との自己評価をなされたという旨が報告されております。また、令和3年度においても、リモートワーク需要の拡大といった直近の環境変化を踏まえて、7月に値下げを実施したといったことも報告されたところでございます。

こうした両者の報告に対しまして、考え方は次のとおりでございます。

まず、NTT東日本・西日本から費用項目ですとか卸料金と接続料相当額との差額が示されたことで、一定の透明性の担保には寄与したのではないかと考えられるところでございます。

ただ、令和4年度の加入光ファイバに係る接続料は、令和3年度に比べまして、例えば主端末回線部分については、東日本で180円、西日本においては107円、値下げが行われているため、卸料金が今後も継続的に引き下げられない場合は、卸料金と接続料相当額の乖離は大きくなっていきます。

従いまして、NTT東日本・西日本において、引き続き検証結果を総務省に報告するとともに、この研究会においても、制度整備の効果・影響も含めてこの検証結果を確認して、必要に応じて追加的な対応を検討すると、このような形でまとめているところでございます。

続きまして、接続料等と利用者料金の関係の検証でございます。

15ページを御覧いただければと思います。

まず、モバイルの接続料等の妥当性の検証についてでございます。

こちらについて課題としましたのは、背景として、MNOが昨今、携帯料金の引下げを行いました。これによりまして、MNOの料金とMVNOの料金が従来よりも近接しております。したがって、MVNOの料金の価格優位性が低下したことから、イコールフットリングの確保がより重要になったということでございます。

このスタックテストの具体的手法というのはどういうものかということ、右下の図を御覧いただければと思うんですけども、イメージ図でございます。小売料金が、コストの積み上げに適正利潤を加えたものを超えているか、言い換えてみれば、小売料金が不当に安くなっていないかといったことを検証するものでございます。

この検証の具体的手法については、今年の秋頃にガイドラインを策定した上で、来年3月の接続約款届出時に、MNO3社におけるスタックテストを実施しようと考えているものでございます。

続いて16ページを御覧ください。

こちらは、第六次報告書に書かせていただいたモバイルスタックテストについての考え方の抜粋でございます。

今申しましたように、MNO3社が新たな大容量料金プランを発表して、そのことによりまして、MNO各社による試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を実施するというものでございまして、接続料等は直ちに原価割れの状況となっているとは言い切れなかったものの、MVNOがMNO3社の新料金プランに対抗するサービスを提供するに当たって、イコールフットリングの観点から、データ接続料の水準が適切

なものになっているかという点については疑義があるということになったものでございます。

このため、前回の報告書の時点で、モバイル市場の特性を踏まえたスタックテストの実施方法について、指針策定の可能性も含めて検討することが適切とされたことを受けて、今回、モバイルスタックテストに関する考え方を示したものでございます。

具体的な考え方はこの下のところでございますが、まず対象事業者としては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者、検証時期は原則として年1回、サービスとしては、MNOが現に提供しているサービス・料金プランのうち、MVNOが現に提供しているサービス・料金プランと同等であって、MVNOから具体的な課題に基づいて検証対象とすべき旨の要望が寄せられて、かつ、その要望に合理性があるということが認められたものでございます。

検証方法としましては、先ほど申しましたとおり、利用者料金による収入と設備費用の総額を比較して、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかどうかを検証するというような考え方でございます。

このような考え方に基つきまして、今後、ガイドラインをつくっていきたいと考えているものでございます。

17ページを御覧ください。

こちら、固定のスタックテストについてでございます。

固定のスタックテストは平成11年から行ってございまして、具体的な運用方法についても、平成19年7月にガイドラインを策定するとともに、その法的根拠も整備したところでございます。これについて、それ以降、毎年行ってきているわけでございますけれども、何について行っているかという点、下の図の検証区分等を御覧いただきたいんですが、大きく①から⑦の区分について、大括りのスタックテストを行ってございまして、さらに⑧として、より細かい括りで検証する必要があるものについては、サービスメニューごとにスタックテストを行うということをしていただいております。

具体的な検証方法としましては、次の18ページを御覧ください。

まず、サービスごとにスタックテストを行っていくわけでございますけれども、基本的に営業費相当額が20%を超えているかどうかというのを、1つの閾値にしております。これは、このスタックテストをつくった平成19年当時に、それまでの間のNTT東西の営業費相当分が大体20%ということだったのでございまして、それを上回る乖離があるので

あれば、特段問題にする必要はないだろうということで、閾値は20%というものを設けたものでございます。この20%を下回っていた場合、しっかりとチェックする必要があるということで、スタックテストを行うという形にしております。

ここで、青矢印の、不当な競争を引き起こさないことを示す論拠をまずは事業者に提出していただきます。この結果、赤い矢印でございますけれども、接続料または利用者料金の変更ということで、不当競争性があるということであれば、接続料を見直して、スタックテストの差が問題ないようにする、または利用者料金を変更することで、スタックテスト上問題ないようにすると、その二択を選んでいただくことになるものでございます。

19ページを御覧ください。

こちら、固定スタックテストについて今回の報告書で検討した内容でございます。

まず、対象サービス・プランにつきまして、加入電話とISDNについて、もう既に枯れたサービスでございますので、検証対象から外してはどうかということがNTT東西から提起されたところでございます。ただ、今なお、メタルアクセス回線を用いた競争事業者のサービスが存在しますので、直ちに検証対象から除外することは不適當というふうにしています。

他方、モバイル網を用いたOABJ-IP電話サービスの提供が広がっておりますし、また、一般の利用者から見ますと加入電話の代替性が一定程度認められるということを考えますと、今後、これらの状況を見定めた上で、改めて、加入電話及びISDNを検証の対象とすべきかどうかについては検討することが適當としているところでございます。

また、営業費相当額の基準値20%についても議論になりました。これについては、最新のデータに基づきまして見直すことが適當とされております。

また、営業費相当額の範囲でございますけれども、この20%の中に、現在は顧客営業ですか宣伝とか企画、あとは販売サポートといった営業費は除外して、確認をしております。といいますのも、サービスの立ち上がり期においては、こういったものを短期的な収支にとらわれずに大きく増やすこともあり得るだろうということで、例外的にこういったものを入れないで検証していたところでございますけれども、特にFTTHアクセスサービスにつきましては、もう既に開始から20年以上経過しているものでもございますので、今後は、顧客営業、宣伝、企画等についても、原則、計上することが適當としております。

このような考え方を踏まえまして、総務省において指針の改定等を行うことが適當としているところでございます。

20ページを御覧ください。

最後、5G（スタンドアローン方式）時代におけるネットワーク機能開放についてでございます。

21ページを御覧ください。

まず、5G（スタンドアローン方式）についてでございますけれども、4Gと何が違うかということでございますと、4Gでは、MVNOに開放すべき機能が特定の設備によって規定されているために、アンバンドル化ですとか接続料等をルール化することができたところでございます。

一方、5Gになりますと、MNOがサービス・機能をスライシング等によりまして仮想的に実現いたします。このため、MVNOができる機能とか料金を明確化する必要が生じたというものでございます。

前回の第五次報告書におきましては、開放形態として4つ挙げております。

1つが、L3接続相当ということで、これはがいわゆるサービス卸と言われているものでございます。電氣的な接続形態がシンプルで技術的ハードルが低いということがある一方、MVNOのサービスの自由度は低い形になります。

2つ目の形態としては、ライトVMNO。これはスライス卸ですとかAPI解放と言われるものですが、こちらも電氣的な接続形態がシンプルで技術的ハードルは低い一方で、API解放の程度にはよりますけれども、サービスの自由度に幅があるということでございます。

3つ目のL2接続相当。こちら、LTEのL2接続相当と同様、国際ローミング構成に準拠した形態を想定はしております。こちらですと、MNOが生成したスライスを一定程度の自由度で利活用が可能になります。

最後、フルVMNO。これはRANシェアリングでございますけれども、基地局の設備の近くでMNOと接続する構成でございます。こちらですと、MVNO独自のスライス利活用ですとか、MVNO独自のMECの利活用等を実現することできると、このような形になってございます。

22ページ目が、これまでの議論ということで、第五次報告書で議論されたことについて少しおさらいをさせていただければと思います。

この中では、個社間の協議においては、MVNOにおいて実現したいサービスを明確化した上で、MNO、MVNOの双方において相互理解を深めるように努めるということが

重要としております。

また、MNOにおきましては、料金等の提供条件に関しまして必要な情報提供を適切に行っていくことで、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当としております。その際、その協議が適切に行われているか否かについて、総務省が引き続き注視して、必要に応じて対応を検討する必要があるとしているところでございます。

また、既存のLTEとの連携ですとか、音声通話の実現方法、MECの活用・連携についてとか、MVNOによるスライスの活用といったものにつきましても、MNOとMVNOとの間で精力的に協議を行っていくことが適当で、その際は、その協議が適切に行われているか否かについて、総務省において引き続き注視して、必要に応じて対応を検討する必要があるとしているところでございます。

この時点で、スケジュールが見通せない機能開放形態でありました②以降についてでございますが、こちらについては、実現に向けた協議を促すとともに、MVNOの要望を踏まえた上で、標準化動向等を踏まえつつ検討していくことが適当と、このように第五次報告書の時点では議論されたものでございます。

23ページを御覧ください。

これを踏まえた第六次報告書の方針でございます。

現時点でございますけれども、5G（スタンドアローン方式）については、MNO3社が本年2月までにサービス提供を開始しております。第五次報告書におきまして整理した4つの機能開放形態のうち、1番目のL3接続相当（サービス卸）につきましては、MNOが既にMVNOに対して情報提供を実施するなどしております。他方で、MVNOからは、具体的な検討をするにはまだ情報が不足しているですとか、検討期間が短いといった意見が寄せられるところであります。他の機能形態につきましては、2次MVNOの展開を含めまして、MVNO側に具体的な検討に必要な情報や期間が与えられるかが今後の課題となるということでございます。

少なくとも、①以外の機能開放形態については、まだ情報提供がないということもありまして、MVNO側で十分な検討や課題の洗い出しができていないという状況でございますので、以下のような方針を整理させていただいたところでございます。

まず、②のライトVMNOの形態でございます。こちらにつきましては、国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNO側の検討期間を考慮した情報提供がなされることが望ましい

ということで、具体的には、MNOの自社ユーザ向けサービスの提供開始予定日の6か月前を目安に、サービスの提供開始予定時期ですとか提供方式、あとは通信速度、提供形態、技術仕様の詳細等につきましてMNOに情報提供することが望ましいとしております。また、料金額の水準・概算につきましても、MNOの小売料金の概算額が見えてきた段階で可能な限り早期に情報提供することが望ましいとしております。

③のL2接続相当でございます。こちらは、そもそもMNOが自社ユーザ向けにサービス提供する形態ではございません。したがって、国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MVNOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を行うことが望ましいとしております。

④のフルVMNOでございます。こちら、過去に類似事例のない役務提供形態でございます。したがって、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要でございますので、事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましいとしているところでございます。

また、MECの活用や連携につきましても、MNOが自社ユーザ向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが望ましいとしております。

いずれにしても、5G(スタンドアローン方式)の協議は始まったばかりでございます。①のL3接続相当も含めて、いずれの機能開放形態におきましても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化して、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことがまずは必要でございます。こうした事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を私どもとしては期待しつつ、MNOとMVNO間のイコールフットィングを確保するため、この協議の状況を引き続き注視していくことが適当と、このように最後までまとめているところでございます。

以上、雑駁ではございますか、私からの説明を終わらせていただきます。

【田村委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、荒川委員。

【荒川委員】 荒川です。御説明ありがとうございました。これからの5G(スタンドアローン方式)サービスの本格的な時代が到達する中で、MVNOによる創意工夫を凝ら

した多様な5Gサービスが出されていますが、5Gの機能をいかに活用していくかという点については、国全体を挙げて盛り上げていくという必要があります。

ただ、先ほど、23ページの上の現状のところ、5G（スタンドアローン方式）の網機能開放について、MVNO自身が何を期待して実現していきたいのかということのみを聞いて整理するだけでは、具体的なイメージが湧いてこないのではないかと思います。その意味で、23ページの方針のほうの一番下の黒丸の下線部にありますように、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるとされて、また、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当であるとされた点は、妥当であると思います。

電気通信事業法が改定され、卸役務の適正化措置が導入され、事業者間協議の活発化に期待したいと思いますが、これ以上諸外国に後れを取ってはならない、待ったなしの状態と思います。

そこでお伺いしたいのですが、事業者間協議の状況を注視するだけでなく、5G（スタンドアローン方式）の網機能開放とその具体的活用が生み出されるように、協議状況を定期的に把握し、さらに課題を洗い出し、検討を進めていくことが大切と思われるのですが、その点について、今後の見通しや方針があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【片桐課長】 御質問、どうもありがとうございます。今後の方針でございますが、まずは、23ページに書かせていただいたように、事業者間協議の状況を注視するというところでございます。ただ、この注視というのは、単に私どもがボーっと見ているわけではなくて、今先生がおっしゃったような観点でしっかりと協議状況を見つつ、必要に応じて適切な介入を私どももしていきたいと考えております。こちらについては、まだ現時点において、いついつまでにということを申し上げられる状況ではないですけれども、ただ、少なくとも次の報告書がまとまる時にもし問題があれば、また何らか検討課題に加えて、さらなる検討を行うことになるのではないかなと考えております。

以上でございます。

【荒川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

【小野委員】 私のほうからは、MNOとMVNOの接続料の妥当性の検証、スタック

テストについてお伺いしたいと思います。携帯電話料金と接続料の関係の検証、モバイルスタックテストというのが、接続料の水準の妥当性を検証し、接続料等の水準がいわゆる価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかといったことを確認するものと理解しております。その場合、営業費相当額を考慮しないで接続料等の水準の確認を行った場合には、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれがないとは言えないということで、モバイルスタックテストを行うこととする考え方が示されたということは非常に評価できると考えております。

今後、モバイルスタックテストの具体的な実施方法の検討が進められていくと思いますけれども、その際、接続料はもちろんのこと、特に卸料金と利用者料金の関係、特に営業費相当額の範囲は相当幅があると考えられますので、それをどのように設定するかということが一つ大きな争点になるだろうと考えられます。

そうした議論の中で、特にポイントとなる事項があれば、教えていただきたいと思いません。

【片桐課長】 御質問についてお答えいたします。ポイントについては、まさに営業費相当額、どれぐらいの乖離があるかということが一つあるかと考えてございます。いずれにしても、今回、第六次報告書に示されました考え方に沿った形で、私どものほうでモバイルスタックテストのガイドラインの案をつかって、パブリックコメントをしっかりと取りつつ、適正なものをつかっていきたいと思っております。こちらのほうでできた段階でまたこのような機会をいただければ、御報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

【小野委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。

眞田委員、どうぞ。

【眞田特別委員】 勉強不足で大変恐縮なのですが、最後の5GのスタンドアローンのMVNOとの協議の中で、まだ具体的な話はそんなに進んでないと思うのです。RANシェアリングで全てのエリアをカバーできればよいのですが、必ずしも基地局の浸透がそれまで行かない状況で、RANシェアリングで接続するということは、ユーザの情報を自分のところで抱えますので、それがカバーしてないところとの接続が非常に難しい気がするのですが、そういうことの議論というのは何か行われているのでしょうか。

【片桐課長】 御質問にお答えします。まだ、そもそも、RANシェアリング自体、か

なりチャレンジングな接続形態でございますので、今御指摘いただいたところまで十分な検討がいつているものではございません。また今後、MVNOがぜひこの接続形態を使いたいということで具体的な要望が上がってきますと、協議も進んでいくのではないかなと考えてございます。

以上でございます。

【真田特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ほかに御質問ございましたら。ウェブで参加されている委員の方も、御遠慮なく御質問ください。

特に御質問はないということでしょうか。

それでは、特段の御質問がないようでございますので、この議題については質疑を終えたいと思います。

片桐課長におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。

【片桐課長】 どうもありがとうございました。

(3)電波法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル等の改定について【公開】

【田村委員長】 それでは、次に議題2に入ります。「電波法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル等の改定について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤上席調査専門官】 事務局の佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして御説明をさせていただきます。資料223-2を御覧いただければと思います。

まず初めに、この議題につきましては、このたび電波法の一部改正に伴いまして様々な措置が講じられ、これに伴い、電気通信紛争処理マニュアル等を改定しようとするというものでございます。

1ポツの概要を御覧いただければと思います。

これは御案内のとおりでございますが、当委員会におきましては、円滑な紛争処理の一助といたしまして、紛争解決のための制度手続の解説や紛争処理事例を取りまとめた紛争処理マニュアルを策定しております。また、ホームページにおいてもこれを広く公開して

おり、また、周知・広報なども活発に行っておるところでございます。

このマニュアル自体は、お手元にも配付してございますように、平成13年に第1版を作成して以来、随時、累次にわたって改定を重ねてまいりました。今般、電波法及び放送法の一部を改正する法律案が先の通常国会において可決成立いたしまして、令和4年6月10日に公布されたところでございます。

本改正におきましては、既に御案内のとおりでございますけれども、周波数の再割当てに係る、いわゆる終了促進措置の活用を可能とする場合に、この協議が調わない場合に、委員会に対してあっせんあるいは仲裁の申請を可能とするということが、新たに設けられた状況でございます。

したがって、これら電波法の改正に伴います簡単な条ズレとった点につきましてマニュアル改正を行うこととしたい、というものでございます。そのほか、関係資料、アップデートするところも随所でございますので、これら更新を図っていきたいという趣旨でございます。

次に、2ポツ目に、委員会に係る政省令の改正は具体的にはどのようなものがあるかというのを、簡単に御説明させていただきます。

まず、(1)の委員会令でございます。これは政令でございますけれども、簡単にご説明致します。まずは、1ポツ目に簡記してございますが、電波法改正に伴います条ズレ等でございます。具体的には、あっせん・仲裁の申請手続がこの委員会令の中で新たに規定されたということでございまして、それに伴います条ズレ改正でございます。

次に、(2)の委員会手続規則でございます。これは省令事項でございます。具体的には、あっせんと仲裁の各申請書様式がございましてけれども、これらを今般の終了促進措置に係る事項を追加できる様式改正をするというものでございます。なお、現在、今回の改正につきましては、2ポツ目に書いてございますように、意見募集が実施されているところでございます。この期限は8月8日締めということになっておりまして、意見募集後は、関係告示とともに官報に掲載する予定としてございます。

別紙を御覧いただければと思います。

別紙には、今般の電波法一部改正に伴います省令等の改正(案)について、抜粋的に、当委員会と関わり深いものについてピックアップをさせていただきました。

まず、1ポツ目の委員会規則改正案の主なポイントでございます。

これは、冒頭申し上げましたように、委員会規則におけます、あっせんあるいは仲裁の

申請様式の一部改正でございます。様式2はあっせん申請関係、また、その直下でございます様式5でございますけれども、これにつきましては仲裁の申請関係でございます。いずれにつきましても表が新たに加わっております。今までこうした表はございませんでしたけれども、あっせん様式の様式2を御覧いただければと思いますが、今般、混信防止の必要な措置に関する契約に係る紛争事案に加えまして、終了促進措置に関する契約事項が不調になった場合には、委員会に対してあっせん申請をすることができるといったように、選択的に申請ができるように整備がなされるというものでございます。

様式第5の仲裁申請関係についても同様な改正が行われるものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

2番目の、その他参考となる主な省令改正案事項でございますけれども、これは直接委員会とは関係ない事項ではございますが、参考的に幾つかポイントとなる事項をピックアップし、整理させていただきました。

まず、1つ目の(1)でございますけれども、電波法施行規則の一部改正におきまして、総務大臣は終了促進措置を行うために必要な限度において、無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定める事項を提供することができる事項が新たに新設されたものでございます。

これを踏まえまして、申請書の様式が改正されるものでございます。改正案のところを御覧いただきますと、無線局の設置箇所でございますが、情報提供項目が1から9までの9項目ございましたけれども、このうち、5番の無線設備の設置場所につきまして、若干、注書きが追加されたというものでございます。

具体的には、これまでは、無線局の設置場所につきましては、その無線局が所在する事業所単位で情報提供することができるというふうになってございましたけれども、これが今般の終了促進措置の導入に伴いまして、既存設備の業務用基地局、いわゆる特定基地局の場合は、原則として都道府県名あるいは市町村名に限って情報提供をすることができるといった情報提供項目が追加されたというものでございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただければと思います。

(2)の無線局運用規則の一部改正でございます。これも省令改正でございます。今般は、混信妨害の措置のほかに終了促進措置の協議が新たに追加されたということで、この条文が追加されたというものでございます。

それから、最後、(3)の無線局免許手続規則の一部改正でございますけれども、これに

つきましては、いわゆる特定基地局の開設指針を総務大臣が定めることとされております。今般の電波法の改正におきまして、下に改正条文がございますけれども、開設指針を総務大臣が決定しまして、この開設指針に基づいて事業者が開設の認定申請を行うというような手続になってございます。このうち、下の参照条文を御覧いただければと思いますが、第27条の14の第2項の5号でございます。青字がございますけれども、「接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの」について、開設計画の様式に反映させたというものでございます。単にそれだけの話でございまして、言わばその開設指針にも同じようなことが記載されていますし、また、その開設指針に伴いまして、開設計画の様式もこれ合わせて、改正するというものでございます。

以上が、別紙、省令改正のポイントでございます。

恐縮ですが、本文に戻っていただければと思います。

本文の、2ポツ目の(3)でございます。これは委員会の決定事項でございますが、これにつきましても、やはり電波法改正に伴う条ズレ等につきまして、委員会決定の改定を予定してございます。

それから、3ポツ目の電気通信紛争処理マニュアルの主な改正内容でございますけれども、幾つか列記させていただいております。

(1)でございますけれども、まずは、電波法改正に伴います解説の追加。終了促進措置に係るあっせん・仲裁に関する説明ですとか、あっせん・仲裁の申請様式を更新するというものでございます。これは(2)の省令改正を受けて新様式を更新するというものでございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。

(2)といたしまして、新規委員会決定の掲載でございますけれども、これは令和4年に、御決定いただきました、いわゆるデジタル手続法に基づきまして、電気通信紛争処理委員会におきましても申請手続等を全てデジタル化するための規程を御決定いただきました。こうした規程やその実施要領につきまして、新たに紛争処理マニュアルに掲載しようとするものでございます。

それから、(3)でございますが、その他にも細かいアップデート事項がございますので、これを更新しようとするものでございます。

最後に、4ポツ目でございますが、今後のスケジュールといたしましては、事務局のほ

うで、まずは改正案を作りまして、各委員、特別委員の先生方にメールで内容を御確認いただき、改正電波法の施行日で改定を行いまして、総務省のホームページに電気通信紛争処理委員会の専用のホームページがございますので、ここに新たな紛争処理マニュアルを掲載しました、周知・広報に努めるというような段取りを考えております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、特段御質問がないということで、この議題については質疑を終えたいと思います。

以上で、公開の議事は終了ということになります。傍聴者の皆様には、大変恐縮でございますが、御退室をお願いいたします。

(4)閉会【一部非公開】

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —